

# EMS用機器導入促進助成事業

## 【実施要領】

### 1. 助成対象機器

- (1) エコドライブ管理システム（EMS）用車載器で、別表に示すもの（DR・EMS一体機除く）。
- (2) 令和6年3月16日から令和7年3月14日に、岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に、新規（新品）導入するものに限る。

### 2. 助成金額

- (1) 車載器（本体・標準付属品）価格の1/3の額（千円未満切捨て）で、上限30,000円  
※但し、国の補助を受ける機器は、助成を受けることができません。
- (2) 保有車両数（以下、車両数）により、助成台数の上限を設ける。
  - ①車両数30両以下は、10台まで（但し、保有車両数まで）。
  - ②車両数30両超は、車両数の3分の1（小数点以下切上げ）とし、30台を上限とする。  
※保有車両数（被牽引車を除く）は、令和6年3月末日現在とする。

### 3. 予 算

600万円

### 4. 交付申請期間

令和6年4月22日（月）～令和6年12月20日（金）

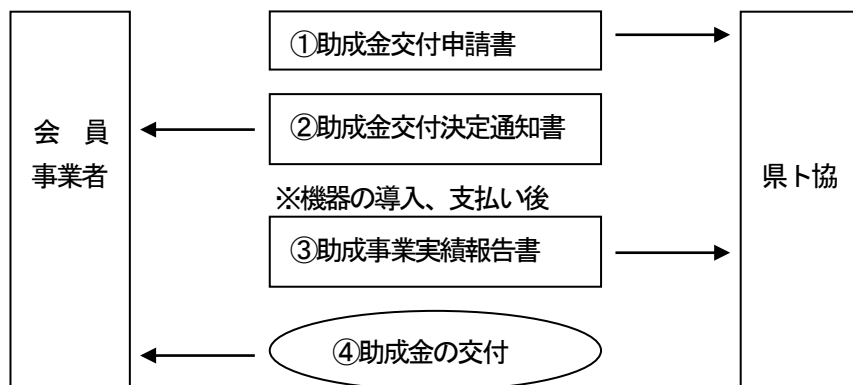
### 5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

### 6. 留意事項

- (1) 交付決定通知  
申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。
- (2) EMS用機器導入促進助成事業実績報告書（様式3）  
機器導入・支払後、速やかに報告すること。  
最終報告期限は、令和7年3月14日（金）とする。（機器代金の支払いは3月31日迄認める。）
- (3) 導入効果等の報告  
車両の活用状況、導入による効果等に関して報告していただきます（調査票を別途送付）。

## 〈助成のフローチャート〉



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。